

2.年金・医療給付関係等の援護について

(1) 障害年金制度

国民年金・厚生年金・各職域の共済年金の加入者や加入者であった方が、老齢年金の受給開始（満年齢65歳）年齢前に重度の障がいになったときに、その障害の程度及び年金の加入状況により、障がいの原因となった病気やケガで初めて医師にかかった時に加入していた年金制度から、障害年金が支給されます。

なお、現に老齢年金を受給している場合は、原則として障害年金の対象者にはなりません。

また、知的障がいのある方も満20歳から障害基礎年金の対象となる場合がありますので、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の給付を受けていた児童の保護者の方は、手続きをお願いします。

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳に記載の障害等級と、年金請求のための障害等級の認定は異なります。具体的な内容の確認や手続きについては、各障害年金の該当する下記相談窓口にご相談ください。

【相談窓口】

- ① 国民年金の障害年金 稚内市生活福祉部総合窓口課
保険年金グループ TEL23-6410
- ② 厚生年金の障害年金 稚内年金事務所 お客様相談室 TEL74-1000
- ③ 共済年金の障害年金 各共済組合の窓口（各職場の給与担当者等）

(2) 特別障害者手当

満20歳以上の在宅の障がいのある方で、重度の障がいにより日常生活に常時特別の介護を必要とする方が対象になります。

手当の支給を受けるためには、下記相談窓口で認定請求の手続きを行うことが必要です。

なお、支給決定を受けていても、社会福祉施設に入所した場合や病院等に3ヶ月を超えて入院した場合、また、本人や扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。

支給額（月額）	27,300 円	※支給額は変更になることもあります。
---------	----------	--------------------

支給月 2・5・8・11月の年4回（それぞれの月の前月までの分）

支給日 7日（土日祝日の場合は、その直前の平日）

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL23-6453

(3) 障害児福祉手当

20歳未満で障がいのある在宅の方、重度の障がいにより日常生活に常時介護を必要とする方が対象となります。

手当の支給を受けるためには、下記相談窓口で認定請求の手続きを行うことが必要です。

なお、支給決定を受けていても、社会福祉施設に入所した場合や病院等に3ヶ月を超えて入院した場合、本人や扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。

支給額（月額）	14,850 円	※支給額は変更になることもあります。
---------	----------	--------------------

支給月 2・5・8・11月の年4回（それぞれの月の前月までの分）

支給日 7日（土日祝日の場合は、その直前の平日）

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL23-6453

(4) 特別児童扶養手当

20歳未満で障がいのある在宅の方と同居し監護する父または母、もしくは養育する方が支給対象になります。ただし、次の要件に該当する場合には支給されません。

- ① 児童が障がいを支給要件とする公的年金を受給できる場合
- ② 児童を監護する父または母や、養育する方に一定以上の所得がある場合
- ③ 児童、その児童を監護する父または母、養育する方が日本国内に住所を有しない場合
- ④ 児童が社会福祉施設に入所している場合
- ⑤ 児童が20歳に到達した場合
- ⑥ 児童が監護または養育されなくなった場合 など。

支 給 額	1 級（月額） 52,400 円	2 級（月額） 34,900 円
支給用件の例	身体障害者手帳の障害程度が視力・上肢・下肢・体幹障害の1級の場合など 療育手帳の障害の程度が「A判定」の場合、又は「B判定」で他の障害と重複する場合など	身体障害者手帳の障害程度が上肢・聴覚の2級の一部と他の障害が重複する場合、療育手帳の障害の程度が「B判定」の中度以上の場合など
備 考	注1) 療育手帳の障害の程度が「B判定」の場合は、医師等による診断書が必要です。 注2) 上記支給要件は例です。支給には医師等による診断書等を審査のうえ都道府県によって決定となります。また、医師等による診断書は、提出を省略できる場合があります。	

支給月 4・8・11月の年3回（それぞれの月の前月まで、11月は当月分を含む）

支給日 11日（土日祝日の場合は、その直前の平日）

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL23-6453

(5) 重度心身障害者医療費助成制度について

重度心身障害者医療費助成制度は、次に該当する方に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定及び自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

助成を受けるには、手続きが必要となりますので、下記相談窓口までご相談ください。

1. 身体障害者手帳の1～2級及び内部障害の3級（内部障害4級の重複も含む）
2. 重度の知的障害（療育手帳「A判定」相当）
3. 精神障害者手帳の1級（外来のみの助成）

※所得制限がありますので、申請の結果、助成を受けられない場合があります。

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 総合窓口課 医療給付グループ TEL23-6411

(6) 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳から74歳の方で次の障害の程度に該当する方が加入できる医療保険制度です。医療機関での一部負担金（窓口負担）の割合は1割となります（現役並み所得者は3割）。詳細については、下記相談窓口までご相談ください。

1. 身体障害者手帳1～3級及び4級（一部）をお持ちの方
2. 重度の知的障害と診断又は判定された方
3. 精神障害者手帳1～2級をお持ちの方
4. 国民年金等の障害年金1～2級を受給している方

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 総合窓口課 医療給付グループ TEL23-6411

(7) 稚内市在日外国人高齢者・重度心身障害者福祉給付金について

稚内市内に住民登録をしている特別永住者等の在日外国人の方であって、高齢者又は重度心身障害者の方に対して、福祉の増進を図るために福祉給付金を支給する事業です。

支給該当は概ね次の表のとおりで、公的年金を受けるための要件を制度上満たすことのできなかった方や、国籍要件によって公的年金に加入できなかった方、身体障害者手帳の障害等級が1級から2級又は療育手帳（知的障害）の障害の程度が「A判定」の方です。所得制限等があります。詳しくは下記相談窓口にご相談ください。

支給額（月額）	高齢者の方	12,000 円	昭和36年4月1日以降に 日本国籍を取得した在日外国人
	重度障害者の方	30,000 円	昭和37年1月1日以前に生まれた在日外国人

※外国人の方とは、支給対象それぞれの期日以後に帰化された方も含まれます。

【相談窓口】 稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL23-6453